

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		新座市地区まちづくり協議会の認定
根拠法令及び条項		新座市地区まちづくり推進条例第8条第1項 地区住民及び準備会は、地区のまちづくりを行うための団体を組織したときは、市長に対し、地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の認定を申請することができる。
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	<p>新座市地区まちづくり推進条例施行規則第5条第1項 条例第8条第1項の規定により協議会の認定を申請しようとする団体は、新座市地区まちづくり協議会認定申請書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規約その他これに類するもの (2) 構成員の住所及び氏名を記載した名簿 (3) 活動の内容及び時期を記載した計画書 (4) 地区のまちづくりの区域を示す図面 (5) 地区のまちづくりの区域内の土地の地番及び地積並びに地区住民の区分、住所並びに氏名を記載した一覧簿 (6) 条例第8条第2項第6号に規定する同意があったことを証する書類 (7) 地区住民への協議会の設立に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類 <p>新座市地区まちづくり推進条例第8条第2項、第3項、第4項 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その団体が次に掲げる要件に該当するときは、協議会として認定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規約等を有していること。 (2) 代表者を定めていること。 (3) 地区住民で構成していること。 (4) 地区のまちづくりの区域を定めていること。 (5) 活動の目的が第1条に規定する目的及び第6条のまちづくり基本計画に即していること。 (6) 規則で定めるところにより、地区住民から地区のまちづくりに関する同意を得ていること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件 <p>3 市長は、規則で定める団体が協議会の認定を申請した場合において、その団体が次に掲げる要件に該当するときは、協議会として認定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区のまちづくりの区域を定めていること。 (2) 活動の目的が第1条に規定する目的及び第6条のまちづくり基本計画に即していること。 (3) 規則で定めるところにより、地区住民から地区のまちづくりに関する同意を得ていること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める要件 <p>4 市長は、第2項又は第3項の規定による認定を行うに当たり、必要があると認めるときは、新座市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。</p>

新座市地区まちづくり推進条例施行規則第5条第3項
条例第8条第2項第7号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約等に次に掲げる事項を記載していること。
 - ア 地区住民の参加の機会の保障
 - イ 団体における活動等の透明性の保障
 - ウ 団体の構成員の地区のまちづくりの重要な意思決定への関与
- (2) 構成員が2人以上であること。
- (3) 地区のまちづくりの区域の面積が0.3ヘクタール以上であること。
- (4) 地区のまちづくりの区域が次のいずれかに該当すること。
 - ア 法第7条第2項に規定する市街化区域
 - イ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、市街化調整区域の開発許可条例第3条第1項第1号に規定する区域区分日前に住宅の建築を目的として造成された一団の土地で、市長が指定した土地の区域
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が認める区域
- (5) 既に認定を受けている協議会の地区のまちづくりの区域と重複し、又は隣接するときは、当該協議会と必要な調整が図られていること。
- (6) 政治又は宗教の活動を目的としたものでないこと。
- (7) 活動内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動を行うものでないこと。

新座市地区まちづくり推進条例施行規則第6条第4項
条例第8条第3項第4号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区のまちづくりの区域の面積が0.3ヘクタール以上であること。
- (2) 地区のまちづくりの区域が次のいずれかに該当すること。
 - ア 法第7条第2項に規定する市街化区域
 - イ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、市街化調整区域の開発許可条例第3条第1項第1号に規定する区域区分日前に住宅の建築を目的として造成された一団の土地で、市長が指定した土地の区域
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が認める区域
- (3) 既に認定を受けている協議会の地区のまちづくりの区域と重複し、又は隣接するときは、当該協議会と必要な調整が図られていること。
- (4) 政治又は宗教の活動を目的としたものでないこと。
- (5) 活動内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動を行うものでないこと。

	<p>基 準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)